

◎戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
 ○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（抄）（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日等）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 一三 〔略〕</p> <p>2 第一条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（次条第二項から第十二項まで並びに附則第三条及び第四条において「平成二十八年新法」という。）第三条第一項の規定並びに次条第二項から第十一項まで及び附則第三条の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。</p> <p>（第一条の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2 平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者及び平成二十八年旧</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 一三 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（第一条の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2 第一条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下この条から附則第四条までにおいて「平成二十八年新法」という。）第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正す</p>

法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3
12
〔略〕

る法律（平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者及び平成二十八年旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3
12
〔略〕